

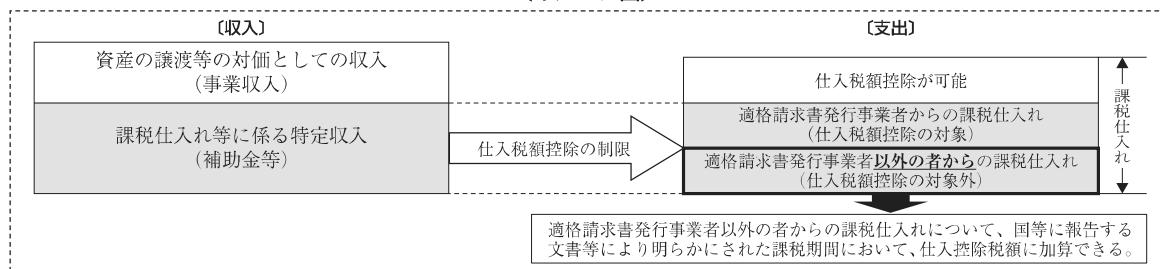
8 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定

特定収入に係る課税仕入れ等の税額（仕入控除税額の制限額）の計算（P11～14参照）については、特定収入のあった課税期間における当該特定収入の金額により行うこととなります。そのため、インボイス制度開始後において仕入税額控除の対象外となる適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れ（以下「控除対象外仕入れ」といいます。）を課税仕入れ等に係る特定収入（課税仕入れ等に使途が特定されている特定収入）により支出したとしても、計算上、仕入控除税額の制限の対象となります。

ただし、事業者が、課税仕入れ等に係る特定収入により控除対象外仕入れを一定程度行い[※]、当該特定収入により仕入控除税額の制限を受けた場合において、国等へ報告することとされている文書又は国、地方公共団体が合理的な方法により使途を明らかにした文書により、その控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額を明らかにしているときは、簡易課税制度の適用を受けて申告する課税期間を除き、控除対象外仕入れに係る仕入控除税額の制限額に相当する額を、その明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できます。

※ 課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れのうち、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れが5%を超える場合に限ります。

【イメージ図】



<計算式>

① 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95%以上である場合

$$\text{調整対象額} = \frac{\text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額(注1)の合計額}}{\text{注2}} \times \frac{7.8}{110} \times (1 - \text{調整割合}) \quad \text{(注3)}$$

(注1) 免税事業者である課税期間及び簡易課税制度又は2割特例の適用を受ける課税期間において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額は含まれません。また、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより仕入税額控除の適用を受けないこととなるものに限られます。以下②③においても同様です。

(注2) 控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については108分の6.24を乘じます。以下②③においても同様です。

(注3) 「1 - 調整割合」とは、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該課税期間における課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額を加算した金額のうちに当該資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合（=事業収入の割合）を指します。以下②③においても同様です。

② 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = (A + B) \times (1 - \text{調整割合})$$

$$A = \frac{\text{課税資産の譲渡等にのみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{110} \times \frac{7.8}{110}$$

$$B = \frac{\text{課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{110} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合} \quad \text{(注)}$$

(注) 課税売上割合は、課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上割合を用います。以下③においても同様です。

③ 課税仕入れ等に係る特定収入のあった課税期間における課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を適用している場合

$$\text{調整対象額} = \frac{\text{控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額}}{110} \times \frac{7.8}{110} \times \text{課税売上割合} \times (1 - \text{調整割合})$$

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに充てられた特定収入がある場合の仕入控除税額の調整規定に関する計算例については、今後、国税庁ホームページに掲載します。

- 詳しくは、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」に掲載しているパンフレット「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために～」をご参照ください。そのほか、特設サイトでは、各種リーフレットやQ & Aを掲載しています。